

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題(和文)	知財見聞録 経済危機で大揺れ！ ギリシャの知財制度
Title(English)	
著者(和文)	田中義敏
Authors(English)	Yoshitoshi Tanaka
出典(和文)	発明, Vol. 112, No. 12, pp. 34-35
Citation(English)	THE INVENTION, Vol. 112, No. 12, pp. 34-35
発行日 / Pub. date	2015, 12



知財見聞録

経済危機で大揺れ！ ギリシャの知財制度

東京工業大学 イノベーションマネジメント研究科 教授 田中 義敏

世界の注目の的：ギリシャ

昨年9月末、国際会議に参加するため、ギリシャ共和国を訪れた。つい最近、欧州ひいては世界経済を震撼させた同国は、日本人の常識からすると理解に苦しむ国である。

かつてのギリシャは、欧州、アジア、アフリカの歴史に大きな影響を与えてきた偉大な国というイメージがあったが、今や「世界のお荷物的存在」になり下がっているように感じる。

今号では、経済危機で揺れ動くギリシャにおいて、産業革新や成長を支える知財制度が一体どのようなものなのかを探ってみたい。

小規模だが美しい国

ギリシャは、バルカン半島の最南端に位置し、半島南部およびペロポネソス半島に加え、エーゲ海を中心に存在する約3000もの島々によって構成されている。総人口は約1000万人で、東京都とほぼ同じ。公用語はアジア人にとって極めて難解なギリシャ語である。本土の周囲は東にエーゲ海、西はイオニア海、南は地中海に囲まれた、風光明媚な美しい国である。

これまで、多くのギリシャ人が米国、オーストラリア、ドイツ等に移住し、成功を収めてきた。特にメルボルンにはギリシャ人の移民が多く、その数はギリシャ国内のアテネ（75万人）、テッサロニキ（32万人）に次ぐそうだ。

海外移住傾向は1980年代以降、ギリシャ経済の抜本的改革の後、一時は収まりつつあったが、2010年からの経済危機により、再び海外への移住が増えているという。IMFの統計では、2013年の国内総生産(GDP)は2418億ドルと、神奈川県より経済規模が小さい。

綱渡りの金融支援

2015年7月5日、国際債権団によるギリシャへの金融支援の条件をめぐって国民投票が実施され、反対61.31%、賛成38.69%の大差により、歳出削減策を伴う金融支援案の受け入れを拒否する民意が示された。

だが、チプラス政権は国民投票の結果を受け、再び欧州連合(EU)側との交渉に臨み、9日夜、新たな金融支援の条件となる構造改革案を提示する。

同改革案には、離島で適用されていた付加価値税の軽減税率を段階的に廃止し、レストランや公共交通等に適用されている付加価値税率は現行の軽減税率13%から標準税率の23%に、法人税率は26%から28%に、年金の支給開始年齢を62歳から原則67歳に引き上げ、軍事費を2016年までに3億ユーロ削減するなど、EU側にとって受け入れやすい条件が示されていた。

その結果、EUは8月14日のユーロ圏財務相会合において、最大860億ユーロ(約11兆8700億円)に上る3年間の金融支援について正式合意した。

成長戦略が要

財政に過度に依存した経済は、いずれ財政が立ち行かなくなり、破綻に追い込まれるのではないかと危惧する。

日本も同様ではあるが、財政健全化には、早期に歳出改革等に取り組むと同時に自力での成長路線をいかに着実に築いていけるか、という経済の成長戦略が重要である。

経済成長を促すのに不可欠な生産性の向上は、民間企業による自律的な取り組みによって成し遂げられるのではないだろうか。そして、その取り組みの成果を保護し、国際競争力を回復させるため、知財制度はその一翼を担うはずである。ギリシャ経済危機のなかで、産業革新や成長を支える知財制度は、適切に運用されているのだろうか。

ギリシャ工業所有権機関

古代ギリシャ人のことを英語では“Hellenic”と表現するため、ギリシャにはHellenic Industrial Property Organization「ギリシャ工業所有権機関(OBI)」という名称の組織が存在する(“OBI”はギリシャ語表記の短縮形)。

OBIは、法律1733/87によって設立、1988年1月1日から業務が開始され、財政的に独立した法律組織として管理されており、特許、実用新案、工業デザインおよびモデルの登録だけでなく、技術情報や技術移転に関する事項における専権的権限を有している。

特許権

ギリシャは、パリ条約、WIPO設立条約、PCT、国際特許分類協定、Budapest条約、欧州特許条約（EPC）、WTOに加盟しており、OBIは、今後のさらなる革新と知財制度の近代化・強化を目的として活動している。ギリシャのPCT出願国内移行手続きにおいて国内特許としての権利取得はできず、EPCの広域特許としてのみ保護が可能である。

また、EPCに基づいてギリシャを指定する手続きについては、EPC出願が特許となった場合、特許日から3か月以内にギリシャ語による翻訳文を同国特許庁に提出する必要がある。

ギリシャにおける国別特許出願件数や権利別登録件数は以下のとおり（出典：OBI Annual Report 2013）。日本からの特許出願も全くないわけではないが、ここ最近は不振のようだ。

国別特許出願件数（2008～2013年）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
ギリシャ	795	697	734	725	628	695
フランス	2	4	0	1	1	1
ドイツ	2	2	2	2	1	0
スペイン	2	3	0	1	0	1
イタリア	5	1	2	2	1	2
イギリス	0	1	1	1	2	1
スκανジナビア	1	0	1	2	1	2
その他のEPC加盟国	5	4	4	7	5	4
米国	2	3	0	3	10	4
日本	12	5	1	0	0	0
中国	0	0	0	0	1	1
インド	0	1	0	0	0	0
その他のアジア	0	0	3	3	4	0
その他	2	0	1	0	2	3
合計	828	721	749	747	656	714

商標権と著作権

商標の保護は、商務省事務局長の下で商標局が担当している。ギリシャはマドリッド協定議定書のメンバーである。商標の権利存続期間は登録から10年間であり、10年ごとにさらなる更新ができる。

EUメンバー国のギリシャにおいて、商標はギリシャ経由、または欧州共同体商標（CTM）システムにより登録することができる。つまり、ギリシャは、商標分野でもEUから大変な恩恵を受けているといえよう。

著作権は、文化観光省の監督の下、著作権機関（OPI）が管理している。

OPIは、大統領令311/1994に従って法律2121/1993等により設立された機関である。その主な目的は、著作権者および関連する権利の権利者を保護するための制度を運用すること。

また、著作物のユーザーや公共の利益を保護し、著作権分野の利益バランスを図り、ひいては創造性と文化の振興に貢献し、地域社会や国際レベルでの新たな進化を促進することにある。

OPIは、著作権制度の普及と理解の促進のためのセミナーを開催し、著作権の問題と関連する学生、裁判官、弁護士、行政担当者、著作権者、権利者に対して必要な情報を提供している。

以上、ギリシャの知財制度を簡単に概観したが、先進諸国と比べると、極めて小規模な運用に留まっている。知財制度は完備されているが、人口が少なく、巨大な負債を抱えていることも相まって、新たな革新を支えるようなダイナミズムは感じられなかった。

ギリシャが今後の自国産業の振興に向けて知財を活用するようになることを期待している。

権利別登録件数（2008～2013年）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
特許	444	442	479	365	291	282
欧州特許の翻訳	3655	3281	3075	3138	3001	2687
実用新案	52	50	51	43	38	35
SPC※	50	27	45	21	60	40
工業デザイン	223	256	242	171	123	171

※SPC（Supplementary Protection Certificate）は、補足的保護証明のこと。医薬品や植物保護のための追加的措置が設けられている。



偉大なるパルテノン神殿